

令和3年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

令和3年12月15日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和3年12月15日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場（笠置いこいの館 2階 せきれいの間）						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年12月15日 9時30分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和3年12月15日 11時23分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	×	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
4	欠 員		8	大倉 博	○		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参 与	岩木雅邦	○	保健福祉 課 長	大西清隆	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	建設産業 課 長	岩崎久敏	○	
総務財政課 担当課長兼 会計管理者	森本貴代	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○		
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	松 本 俊 清		3 番	由 本 好 史		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和3年第4回笠置町議会会議録

令和3年12月15日～令和3年12月22日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

令和3年12月15日 午前9時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 報告第6号 令和3年度(2021年度)城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書の件
- 第6 承認第4号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第4号)に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第8 議案第34号 笠置町国民健康保険条例一部改正の件
- 第9 議案第35号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件
- 第10 議案第36号 令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第11 議案第37号 令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
- 第12 議案第38号 令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

12月も半ばを迎え、いよいよ今年も残すところあと少しとなりました。寒さも厳しくなりますので、しっかりと体調管理をしていただきますようお願いいたします。

本日、ここに令和3年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。本定例会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の予防対策にも御協力いただきながら、なるべく密を避けるためにも議会運営がスムーズに進みますよう、併せて皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） ただいまから令和3年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中良三議員から、病気入院中のため欠席届が提出されましたので御報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、議席の指定を行います。

役場庁舎耐震工事による議事変更に伴い、ただいま御着席の議席を指定いたします。

議長（大倉 博君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、松本俊清議員及び3番、由本好史議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（大倉 博君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月22日までの8日間に決定いたしました。

議長（大倉 博君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

11月18日、産業振興会館におきまして、笠置町自治功労者表彰授与式が行われ、出席いたしました。これに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

これで議会報告を終わります。

申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として、会議中においても議場及び傍聴席の出入り口を開放いたします。このため、議場内においては膝かけの持込み、また傍聴席においては上着等の着用を認めます。

また、新聞記者の写真撮影及び議場変更に伴う笠置テレビ収録のため、議場内にて職員によるテレビ撮影を許可していますので報告します。

議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第4回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

今年も残すところあと半月となりました。新型コロナウイルス感染症の対応に終始した1年だったと感じております。幸い、町内での感染者数は2名のまま推移しておりますが、オミクロン株といった新たな変異株が広がる可能性があり、皆様には感染対策を継続していただきたく存じます。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

先ほど議長のほうからお話がありましたように、11月18日、行政功労者4名の表彰式を開催させていただきました。欠席1名おられましたが、その方については御自宅を訪問させて、お渡ししているということを報告させていただきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に関する事項について報告させていただきます。

5月から7月にかけてワクチン接種を実施してまいりましたが、3回目の接種を来年2月から3月にかけて実施することとしています。住民の皆様方には引き続き感染症対策をしっかりと取っていただきながら、安心して日常生活が送れるように努めたいと考えております。

このコロナ禍にあっても笠置の四季は変わらず移り変わり、11月には紅葉狩りに多くの方がお見えになりました。また、笠置山ではボルダリングエリアが実証実験としてオープンし、こちらは大変なにぎわいを見せております。12月12日にはボルダリングの利用者の方々と、笠置大橋上流の河川敷エリアを含めた清掃活動を行っていただき、約130名余りの参加をいただきました。新たな笠置ファンの獲得につながっていると感じております。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、報告1件、承認1件、諮問1件、議事案件は補正予算4件を含む5件の計8件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第5、報告第6号、令和3年度城南土地開発公社第1回補正事業計画に関する報告書の件について報告を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

報告第6号、令和3年度（2021年度）城南土地開発公社第1回補正事業計画に関する報告書の件について提案理由を説明いたします。

令和3年8月20日に城南土地開発公社理事会が開催され、議案第2号として提出、同日に可決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものです。以上、御報告申し上げます。

議長（大倉 博君） これで報告第6号を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第6、承認第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

この補正予算は歳入歳出総額14億6,853万4,000円に歳入歳出それぞれ324万円を追加し、歳入歳出総額を14億7,177万4,000円とするものです。

内容といたしましては、国が進める子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る給付金及び

事務費となっております。11月26日に閣議決定され、対象となられる皆様に年内に支給が完了するよう、地方自治法第179条第1項の規定により11月30日付で専決処分を行いました。御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

承認第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求めらる件について御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、町独自の給付金の財源とするもので20万円計上させていただいております。

2目民生費国庫補助金につきましては、国の制度による給付金と事務費の財源といたしまして304万円計上させていただいております。

続きまして、次のページ、歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、子育て世帯への臨時特別給付金事業といたしまして324万円計上させていただいております。内容につきましては、印刷代やコピー用紙代等の需用費で2万3,000円、郵送料や振込手数料といたしまして役務費で1万7,000円、給付金といたしまして負担金、補助及び交付金で320万円、それぞれ計上させていただいております。給付金につきましては、ゼロ歳から18歳までの児童を養育されている方に対しまして、児童1人当たり5万円の現金を給付するものでございます。

また、国の制度では、年収が960万円以上の方につきましては給付対象外となっておりますが、対象外となった方につきましては、町独自のものといたしまして同額を給付するものでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議案につき同一の議題について3回までですので申し添えます。質疑はありますか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、18歳以下の子供への現金5万円とクーポン5万円の計10万円相当給付について、地方自治体の実情に応じて現金での対応も可能と岸田首相が表明され、しかし、クーポン分については原則でクーポンで給付と具体的には

示されておりましたが、大阪市や多くの自治体では10万円一括で給付すると。南山城村でも全額を現金で給付する方針が示されました。また、ある自治体では困窮世帯に単独で2万円を上乗せして給付をするということや、所得制限を撤廃すると表明をされておりました。

岸田首相は13日の衆議院予算委員会で、これまで政府として否定的な考えを示されてきた年内に10万円の現金一括給付を自治体の選択肢に加えると考えを示されました。今回の補正予算は現金5万円に対する予算だと思いますが、年内10万円の現金一括給付を実施するという自治体が多く現れております。笠置町のお考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、残りの5万円をクーポンか現金かというところでございますが、今現在、国のほうで補正予算審議されていまして、また本日中に何らかの指針が示されるということで聞いております。そのあたりを見ながらなんですけれども、現金給付で補正予算、今会期中に追加提案させていただきたいなというところを考えているところでございます。

また、一括給付でございますが、今回の5万円の分はなるべく早く給付できるようにというところで専決をさせていただいております。この5万円の分につきましては、今現在、23日に振り込めるような形で事務を進めておるところでございます。ですので、23日にとりあえず5万円は給付させていただきまして、追加提案させていただく5万円の分につきましては、事務ができ次第、振込させていただきたいと考えております。

また、年末になるのか年始早々になるのかというのはちょっと今のところまだ分かりませんが、なるべく早い段階で現金で5万円を給付させていただきたいというところを考えております。

また、所得制限につきましては、国の制度で対象外になる方につきましては、町の独自の事業ということで、ゼロ歳から18歳全ての子育て世帯に対して現金で、一括にはちょっとなりませんけれども、10万円を給付させていただくという予定にしております。

町独自の上乗せというところにつきましては、現在のところは予定はございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今、5万円については23日に振り込むという話だったんですけれども、できれば年内に10万円の現金一括がいいのかなと思います。事務的なものもありますし。ただ、人数的にいったら、前の議運のときには64名でしたかね、というような話ですので、そんなに件数が、よその市でしたら何万人というような対象者ですので、それからいったらそんなに事務もかからないのかなと思うんですけれども、上乘せのほうもまだ考えていないというような話ですけれども、また京都府では、国制度の対象から外れた学生の方に5,000円を支給するというようなことも発表されていきました。もし、その内容も分かっておるんやったら教えていただきたいと思いますが。

それと、16歳から18歳の方については、申請をしていただかないと口座情報とかいうようなものが分からないということで、年明けになるんですかね。そのあたりのほうのまた教えていただきたいのと、基準日、いつをもって15歳なり16歳から18歳の方のその基準日というのと、また、15歳以下が何名と16歳から18歳の方が何名といったあたりもちょっと教えていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、京都府の学生の支援の5,000円ですが、ごめんなさい、ちょっと今、詳しい内容、資料等ございませんので承知しておりませんが、国のほうでは奨学金を受けておられる方を対象にたしか給付金を出されるというところで、それに漏れた方については、京都府のほうで5,000円というような制度だったかと思います。

あと、16歳から18歳の方の申請につきましては、議員おっしゃられましたとおり、児童手当受給されておられませんので、口座情報が町のほうでは把握できないというところですので、申請をしていただいて、そこから給付という形にさせていただきたいと思っております。国のほうからの通知にも、児童手当の受給されている方についてはできる限り年内で給付という形がありましたので、その方たちにつきましては年内に給付という形で、先ほど申し上げましたように23日というところで考えておりました、高校生の方につきましては申請に基づいて、年明けになると思いますが給付させていただきたいと考えております。

人数につきましては、申し訳ないです。今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど御連絡させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

できるだけ早い、早急に皆さんのお手元に届くようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それと1点、財源の話なんですけれども、単独事業ということで、これまた国庫の補助金が充当されているんですが、ある自治体では単独で、国の制度の対象外の児童にも1人当たり5万円を、こちらは財政調整交付金の基金を充当して給付するというような報道がされましたが、本当にこの単独事業に対して国庫補助金が充当されるのか、このあたりをお聞きしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の今の御質問にお答えさせていただきます。

うちの分にも書かせていただいていますように、地方創生の臨時交付金が使えるのではないかとところで計上させていただいております。さきに給付したものが該当しておりますので、今回も同様な形で充てさせていただきました。申請につきましてはこれからになりますので、そこで検討されるというか、決定されるというふうを考えております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 賛成者全員です。したがって、承認第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員有田香津子氏は、令和4年6月30日をもって任期が満了となりますので、後任といたしまして田中正嗣氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

なお、委員の任期は令和4年7月1日から3か年でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） それでは、諮問第1号の説明は朗読をもって説明させていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年12月15日提出。

笠置町長、中淳志。

記としまして、氏名、田中正嗣、住所、京都府相楽郡笠置町大字有市でございます。以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 本件は質疑、討論を省略して、採決をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件は適任とすることに決定しました。この旨を町長に答申します。

議長（大倉 博君） 日程第 8、議案第 34 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第 34 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部改正が令和 3 年 8 月 4 日に公布され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、笠置町国民健康保険条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めらるるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第 34 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件につきまして説明いたします。

新旧対照表 2 ページを御覧ください。

国民健康保険法施行令等の一部改正があり、出産育児一時金の支給額が 40 万 4,000 円から 40 万 8,000 円に引き上げられます。施行日は令和 4 年 1 月 1 日です。以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を行います。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 34 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 34 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第 34 号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第9、議案第35号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第35号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額14億7,177万4,000円に歳入歳出それぞれ3,769万9,000円を追加し、歳入歳出総額を15億947万3,000円とするものです。

歳入は、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制確保事業補助金や感染症対策地方創生臨時交付金など1,776万5,000円、地方交付税として1,963万5,000円等を計上しています。

歳出といたしましては、衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業費として1,122万円、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業として総務費や商工費で371万円、土木費では道路維持事業に700万円等を計上しております。御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第35号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件につきまして説明させていただきます。

先ほど町長からの提案理由にもありましたとおり、歳入歳出3,769万9,000円を追加いたしまして、総額を15億947万3,000円とするものでございます。

私のほうからは、歳入と総務財政課及び商工観光課所管のものについて説明させていただきます。

なお、職員人件費等に係るものにつきましては、不足分や異動等の関係で計上させていただいておりますので、各費目での説明は割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、まず7ページ、歳入から説明させていただきます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金で9,000円を増額、こちらにつきましては、交付額の確定によりまして9,000円を増額したものでござい

す。

12款、地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で、普通交付税といたしまして1,963万5,000円を計上しております。留保分があるものの、財源に充当するものとして計上いたしております。

14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料で4,000円を計上しておりますが、こちらにつきましては屋外広告物の許可申請手数料として徴収したものの4,000円の計上となっております。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチンの接種対策といたしましての国庫負担金で、329万4,000円を計上したものでございます。

同じく、続きまして2項の国庫補助金におきましては、総額で1,447万1,000円を計上しております。総務費国庫補助金といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金として609万5,000円を、民生費国庫補助金といたしましては、児童手当の制度改正の円滑化に伴いまして、子ども・子育て支援事業費補助金といたしまして45万円、衛生費国庫補助金といたしましては、ワクチン接種の体制確保といたしまして792万6,000円を計上したものでございます。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金といたしましては、子育て医療の助成事業といたしまして5万6,000円を増額、交付されるものとなっております。

21款諸収入、3項雑入でございますが、令和2年度に会計年度任用職員の制度導入に伴いまして、退職手当組合への負担金を払い込んでおりましたが、非該当となりましたので精算といたしまして、23万円が還付されるというもので雑入に計上しております。以上、歳入となります。

続きまして、9ページからの歳出をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきましては、電算システムの管理事業といたしまして77万5,000円を委託料として計上しております。

続きまして、6目企画費でございます。説明の中の企画費におきましては、会計年度任用職員の報酬改定等によりますもので省略させていただきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしましては、ウェブ会議の環境整備事業といたしまして52万5,000円、こちらにつきましては、備品購入費としてパソコン等の購入を考えております。伊賀城和定住自立圏事業といたしまして、伊賀市主体で開

催されましたN-1グランプリにおきましての報償費で5,000円を計上いたしております。ふるさと納税事業といたしましては、13万1,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、新たなサイトの使用料、手数料等の計上となっております。

続きまして、ページが飛びまして、13ページをお願いいたします。

13ページ下段、6款の商工費でございます。

1項商工費、2目商工振興費で、こちらも新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、町内事業者のオンライン化促進事業、またウェブ商店街の構築事業といたしまして280万円を計上いたしております。おうち時間が長くなったためのオンライン化に対応するための事業者支援としての経費となっております。

3目観光費、こちらも新型コロナウイルスの感染対策事業といたしまして、観光PR促進といたしまして、役務費で広告料として38万5,000円を計上いたしております。

14ページ下段です。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、相楽東部広域連合の教育費分の負担金といたしまして、31万6,000円を計上いたしております。東部連合におけます補正予算に対応するための計上となっております。

最後、15ページでございます。

10款公債費、1項公債費、1目元金といたしまして、利率見直しによります長期債の元金の増額分といたしまして、28万5,000円を計上いたしたものでございます。以上、総務財政課、商工観光課所管の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管します補正予算の内容について説明いたします。

10ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費で、新型コロナウイルス感染症対策事業総合型GIS整備事業の委託料として、185万7,000円を計上しております。建設課で別途補正計上されております農地台帳の統合型GIS整備の本となる地目、地番のデータの整備費用となっております。

続きまして、同款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費におきまして、償還金利子及び割引料4,000円を計上しております。マイナンバーカード交付事業における返還分です。

続きまして、12ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費におきまして、工事請負費90万円を計上しております。西部霊園のトイレのバリアフリー化を行うためのものです。以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で154万2,000円計上させていただいております。内容につきましては、子育て支援医療費助成事業といたしまして、今年度の支出見込みによります増額で10万2,000円計上させていただいております。

また、未熟児療育医療費助成事業4万2,000円、障害者自立支援給付事業で107万円、障害者自立支援医療費給付事業で10万3,000円計上させていただいておりますが、これにつきましては、令和2年度の補助金の確定に伴います返還分でございます。

次のページを御覧ください。

障害者地域生活助成金事業で1万円計上しております。これにつきましても、先ほどと同様の令和2年度の補助金の額の確定に伴います返還分でございます。

4目老人福祉費で54万8,000円計上しております。これは介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で74万3,000円計上しております。内容につきましては、放課後児童クラブ運営事業といたしまして、支援員の報酬分といたしまして17万6,000円を計上しております。ひとり親家庭支援事業といたしまして、対象者の増加によりまして1万6,000円を計上しておりますが、児童手当支給事業につきましては、児童手当の制度改正によりますシステム改修の費用といたしまして、43万3,000円計上しているところでございます。

12ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、1,135万9,000円計上しております。内容といたしましては、定期予防接種、これ乳幼児分でございますが、乳幼児分の予防接種費用といたしまして13万9,000円計上しております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業、これ3回目の追加接種の分でございますが、1,122万円計上しております。内容は、医師や看護師の報償費といたしまして242万

4, 000円、印刷代や消耗品といたしまして需用費で88万4, 000円、郵送料や保険代といたしまして役務費で52万8, 000円、会場の設営や予約システム等の分につきまして委託料で727万円、福祉用具のレンタルといたしまして使用料及び賃借料で5万円、接種に係ります備品の購入費用といたしまして6万4, 000円、それぞれ計上させていただいているところでございます。以上で、保健福祉課が所管いたします歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出予算について説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料で52万8, 000円の補正をお願いしております。内容につきましては、農地台帳の情報を京都府市町村共同統合型GISとセットアップし、農地情報と地図情報を役場庁舎内での共有及び町内外の方への農地に関する情報提供を目指すものでございます。

続きまして、14ページ中段をお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費で700万円、14節工事請負費で700万円の補正をお願いしております。内容につきましては、町道等道路関係の改修並びに小修繕の工事を実施するものでございまして、主な内容といたしましては、南部区の集水ますや水路改修、また切山区の道路反射鏡の取替え等、各区における改善、修繕等の要望に対応するための増額でございます。

次に、7款土木費、4項住宅費、2目住宅管理費、総額で262万7, 000円の増額をさせていただいております。主に14節の工事請負費で200万円の補正をお願いしております。内容につきましては、後谷団地の水路改修に対応するための増額補正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

補正予算の中身の事業について質問させていただきます。

WEB商店街構築事業ということで予算計上がされています。この問題について、町内の事業者からニーズがあったのか、そうではなくて、大きく観光政策として、今後の展開も含

めてこのような事業を上げられているのか。その経緯について、どのような形でこの事業を構築されたのか。また、ウェブで販売していく場合には、飲食自体はなかなか売りづらいので、どのようなものを販売予定なのか。もし特産品が開発されていないのであれば、さらに特産品を開発するのか。過去に特産品の開発等々も行ってきたと思うんですけども、それらの活用はどうなっていくのか。その点について質問いたします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回計上させていただいているものにつきましては、ウェブ商店街であったり、町内事業者のオンライン化促進、また、ウェブ会議の環境整備というものを挙げさせていただいております。ウェブ上、インターネット上での活用というところで、事業者を支援していきたいなというところで考えた事業でございます。

ウェブ商店街ということで、販売だけではなくて、今、新型コロナウイルスの感染防止という観点で外出の自粛があったり、おうち時間が長くなっている。その中でも伸びてきているものが通信販売であったり、ウェブ上での観光であったり、おうちにいながらいろんなところを回るというふうな、観光の別の在り方みたいなのも出てきております。そういうところに着目いたしまして、笠置町、今までお客さんが笠置町に来ていただいて、町なかを歩いてもらってということが主流になっておりましたので、そういう形態が変わってきたこともありましたので、事業者の支援というところで考えさせていただいたものでございます。

物を販売するだけではなくて、笠置町の商店街なり笠置町の町並みをインターネット上に表すというか構築することで、笠置町にコロナが終息した後、また笠置町に来ていただける方も増えるのではないかと、来ていただいて手に取っていただいて買い物をするということでも、ウェブ商店街、インターネット上に物を提示することによりまして、販売して収益を上げていただくということもできるのではないかとというふうに考えております。

もちろん食料品とかにつきましては、なかなか賞味期限等ございますので難しいところはあるかもしれませんが、各商店さんのお知恵なりを使っただいて、販売だけではなくて、うちのお店ではこういうことを取り扱っていますであったり、こういう形で営業していますとかいうPRでも構いませんので、ウェブの商店街上にお店のPRを出していただけたらということも考えております。

有名なところでいきますと、京都の錦市場さんであったりもそういう取組をされておしま

す。規模といたしましては全く違うかもしれませんが、笠置町のほうに来られなくても笠置町のPR等も兼ねていただけるのではないかというふうに考えております。

これによりまして、コロナが終息した後の観光客の増加とか、それから通信販売に切り替えるといいますか、通信販売も可能となるようなお店の経営の仕方というところも、既存の商店さんのほうにも考えていただけたらというふうに思っております。ウェブ商店街はそういうところで考えさせていただきました。

これからにつきましても、いろんなところで活用していただいて、笠置町、高齢者が多くてインターネット使えないのではないかと、ホームページを使えないのではないかとというふうに思われがちですが、実際、携帯にしましても高齢の方がスマートフォン使っておられたり、もう20年ほどパソコンなりインターネットが使える状況になっていたら、当時の現役世代の方が今うちでもパソコン使ってホームページ見たり、いろんな通信販売されたりというところもあるかと思しますので、全く不可能ではない事業かなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

お聞きしたかったのは、町内業者、現に飲食店も含めて少しでき始めてきています。そのニーズがあったかどうかという、要するに過去にも様々特産品開発等も行ってきた、税金を投入する事業ですから、本当に活用されないといけないと思うんですね。つまり事業者が手を挙げないと、この事業はなかなか進まないはずなんですけれども、そのニーズはどうだったのか。

事業者のほうから声があってやる事業であれば、すごくスムーズに事が運ぶと思うんですけれども、その点はどうだったのかということと、もう一つは販売していくわけですね。当然、今コロナ禍と。終息後のことも言われましたけれども、コロナ禍の中でなかなか訪れるニーズも減っていく可能性もあると。そういう中でも一定、売上げを確保していくという意味があると思います。その中で、今現在の中で売っていくものを例えば想定されて、例えばこういうお土産品であったり、一定ふるさと納税なんかでは幾つか商品といいますか、返礼品というのが上がっていますけれども、そういうことも想定されているのか。

先ほど言いましたけれども、過去にも開発した特産品もありますけれども、新たにまた特産品の開発もしていこうと。より盛り上げて、より売るものをつくってやっていこうとされているのか、その点をちょっとお聞きしたかったので、もう一度その点について詳し

く答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

すみません。回答をきちんとできていなくて申し訳ありませんでした。

事業者から直接こういうことをしてくれというふうな要望ということはございませんでした。ただ、今の状況の中で事業者さんに対してどういう支援ができるかというところを庁内で考えたときに、いろんなほかの自治体のほうでも取り組まれているウェブ商店街であったりというものに着目したというところではあります。

実際に先ほど向出議員もおっしゃっていただきましたように、ふるさと納税の返礼品につきましては、こういうところに載せていくことは十分可能と考えております。返礼品に注目してふるさと納税伸びているというところもありますし、笠置町というまちに注目していただいているというところもありますので、お声かけしてふるさと納税だけではなくこちらのほうにも出店をお願いしますという形で進めていきたいと考えております。全く出店がないというふうには考えておりません。

特産品の開発というところは、今のところ再度取り組むというところには思っておりませんが、今あるものを十分に活かし、反対に新たにこういうものができますよという提案があったらというふうにも思っております。以上になります。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

直接観光の方が来られる場合というのは、その地域の雰囲気もあってお土産としていろいろ買っていかれることもあると思うんですけども、ウェブとなりますと色々な商品が色々なサイトで買えますので、特に笠置で買おうとなる場合には、特産といたしますかその地域ならではの商品でないと、なかなか売上げにつながっていかないんじゃないかというふうに思うんですね。

過去の特産品も数は多いとは言えないかもしれませんが、活かされていくということだと思っておりますけれども、それだけでは弱いんじゃないかと。やっぱり業者のニーズに応じて、特産品という言い方がいいかどうかはありますけれども、地域ならではのオリジナリティーのあるものとかを業者の相談に応じて開発するということが視野に入れていかないと、なかなか売上げに本当につながっていくのかなということが、ちょっとどうなのかなという思いがありまして、そのあたりやっぱり意識して、場合によっては開発のことも考えていく

ということも要るのではないかと思うんです。

そのあたりについてやっぱり展望を持ってやらないといけないと思いますので、どうなのかなということで質問させていただいています。そのあたりは今後検討といいますか、本当に視野を持って念頭に置いてやっていくべきじゃないかと思うんですけれども、答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

特産品といいますか、笠置町ならではのものにつきましては、いろんなことを考えていきたいと。また、特産品という枠組みではなくて、笠置としての特色を出せるものを出店いただきたいというふうに思っております。将来的にといいましたら変ですけども、今現在、笠置町にある商店さんなりだけではなくて、例えばフジタカヌーさんももちろんいらっしゃいますので、そういうところでアウトドアの体験ができますよというようなPRも、この商店街から発信できるのではないかというふうに思います。

また、ボルダリング等も盛んになってきておりますので、今は笠置町に事業所はありませんけれども、ウェブ上でありましたら笠置町に出店いただけることも可能ではないかというふうな点を考えております。町内の事業者さんの育成ももちろんですし、新たに参入していただくというところも考えていきたいというふうに思っております。

今、向出議員おっしゃっていただきました笠置町ならではの品物の開発というところもありますが、そこは事業者さんの御意向なり御相談させていただきながら、事業者さんだけでやってくださいというふうなのではなくて、町であったり、また商工会さんであったり、御相談に乗りながら進めたいというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕も町内事業者オンライン化促進事業のことで、ちょっと質問させていただきたいと思います。

僕はこれ結構ええことやなと思っています。先ほど前田課長が言われたとおりもありますが、今まで物は持っているけれどもどうしようかと言うている人がもしかしたら参画してくれるかも分からないんで、もしかしたら事業者を増やす、新しい雇用を増やすということ

もあり得ると思うんですね。例えば農業従事者やったら、例えば作物は持っているけれども、これからはこれを使って直接消費者に販売することもできるし、僕はいい試みやと思います。

ただ、1つだけ先ほども言われましたように、もしかしたらインターネット環境が使えないという人に対しての支援とかはどうなっているんでしょう。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどウェブ商店街の構築のときにも説明させていただいたらよかったんですけども、町内事業者のオンライン化促進事業として上げさせていただいているのがまさにその内容でありまして、パソコン等の購入とか、それから取組に対しての補助を町のほうで上限10万円といたしまして、10事業所の方に予算計上をさせていただいております。本当に環境すらも分からない、使い方も分からない、ネットで注文されてどうなってくるのというのが多分素朴な一番最初のことやと思いますので、そういうところの御支援、物の購入と、それから仕様の説明というところをこの促進事業の中でさせていただきたいなというふうに思っております。

幸い、今、起業人で来ていただいている方は精通した方もいらっしゃいますので、その方中心に講習会であったりとか、使い方であったりとか、御説明させていただけたらなというふうに考えております。

今年度でキャッシュレスの導入事業をさせていただきましたが、それについてはなかなか補助申込みもない中で来ております。こちらにつきましても難しいところはあるかもしれませんが、笠置町として商店街の構築であったり、事業者さんへの支援というところで強くちょっと広報等をさせていただきまして、活用していただけたらというふうに考えます。

この促進事業につきましては、もちろんホームページの開設であったりの指導も含めまして、物品購入等、網羅といいますか、そういうものを考えております。機器だけではなく、指導、相談というところの窓口もしたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

ちょっとそもそもの話なんですけれども、補正予算というのは地方自治法の第218条の第1項の規定に基づきまして、国の補助金等の変動や緊急、やむを得ない場合などに予算の

追加、その他の変更を行うものということで理解しているわけなんですけれども、今回の補正は どうしてこの12月の補正で計上しなければならなかったのか。今年も残すところあと3か月というような状況で、当初なり6月、9月の補正予算に計上できなかったのかというあたりで、まずそのあたりを説明していただく必要があるかと思いますがいかがですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

今回、地方創生の交付金として上げさせていただいたものにつきましては、事業者支援枠といたしまして、国のほうから8月、9月に出てきたものでございます。9月の補正予算作成時にはなかなか内容がまとまっておりませんでした中で、どういうものがあるか、事業者さんにどういう支援ができるのかというところを庁内で考えさせていただきまして、この時期になったというところでございます。

残り、年明けから広報いたしましても3月までの完了というところ、日程的には厳しいところはありますけれども、十分広報いたしまして、取り組んでいただける事業者さんを募集したいなというふうに考えております。

今のような国からの事業者支援枠ということがありましたので、ちょっと当初にも難しかったというところで、12月になったということで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお伺いいたします。

12月1日から医療従事者に3回目のワクチン接種が実施されていると思いますが、その経費についてはどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

12月1日から医療従事者の分が始まっているというところで、今現在、令和2年度の予算、繰越予算が残っておりまして、まだ支払いは来ていませんので、今回の補正予算で対応させていただきたいなというところです。3回目というところですので。失礼いたします。

（「動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 動議。

議長（大倉 博君） 何の動議ですか。

5 番（坂本英人君） 休憩。

（「休憩の動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 今の動議、休憩動議、どうですか、皆さん方。

（発言する者あり）

議長（大倉 博君） ただいま坂本議員から休憩の動議が提出されました。

この動議について賛成者はありますか。

（発言する者あり）

議長（大倉 博君） しっかりと挙手してください。

（発言する者あり）

議長（大倉 博君） ただいま坂本議員から休憩の動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、休憩の動議は可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 37 分

再 開 午前 10 時 50 分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

先ほどの由本議員の御質問に対しまして、回答が不足しておりました。また、補正予算の説明の中でもちょっと不足していたところがございますので、改めて御質問にお答えさせていただきますと思います。

医療従事者の分につきましては、12月1日から開始されているというところがございます。12月1日までは、医療従事者の方につきましては案内、接種券等の発送が必要にな

ってまいりましたので、その部分につきましては繰越しさせていただいた予算の中で、発送等の費用を支出させていただく予定としております。

3回目のワクチン接種の費用を今回補正上げさせていただいておりますが、事業調書の中にもちょっと記載できていなかったところがございますが、医療従事者の接種の分につきましても、今回の補正予算の中に費用が含まれているというところがございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

ワクチン接種についてですが、時間の経過とともに感染予防効果が低下し、2回接種した人でも感染するブレークスルー感染が起きることや、特に高齢者では重症化予防効果が下がることが明らかになったため、6か月で打ちたいというような自治体も少なくないというような報道がされております。

また、前倒しにつきましては、国から何か要請とかいったことがないのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

また、ワクチンについてですが、45%がモデルナ製で、3回目モデルナ製となる人が出てくるということが報道されております。笠置町に配られるワクチンはファイザー製なのか、モデルナ製なのか、また、注射器が不足をしているということも報道されておりますが、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、前倒しの件でございますが、現状のところは、国等の説明会につきましては、原則2回目終わってから8か月以上を経過した18歳以上の方を対象にということまでしか、まだ国のほうからは来ていません。前倒しの議論はされておるようでございますが、その辺の細かいことについては、まだ国のほうからは来ていないというところでございます。

また、ワクチンにつきましては、現在、国のほうで3回目の接種の際に使うワクチンについては、ファイザーが承認されているところがございます。モデルナのほうも承認申請はされているようですが、国のほうでまだ承認は現状はされていない状況でございます。説明会の中では、自治体についてはファイザーとモデルナの希望を聞いて、打ちたいほうを打てるようにするのがいいというような形で説明会では説明されておられました。今現在、承認さ

れているのがファイザーのワクチンですので、ファイザーのワクチンのほうにつきましては、確保は現在できておるところでございます。またモデルナのほうも承認されましたら、必要量については希望していきたいということで考えております。

また、シリンジにつきましても、ワクチンとセットで国のほうから来る予定になっておりますので、ワクチンだけが来て打てないという状況にはならないのではないかなというところで考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

人件費についてお伺いしたいと思いますが、人件費は今回不足分と異動の関係で計上されているというような説明があったかと思いますが、政府は以前、介護職や保育士の賃金を月額3%程度に当たる9,000円を引き上げる方針だというような報道がされておりました。このあたりは全く影響しないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

福祉職に関する人件費については、国のほうでもそのような対応というところが進められているところではございますが、うちのほうの給料表につきましては、国に準拠した形で進めさせていただいております。福祉職のうちのほうの給料表につきましては、行政職給料表を使っておりまして、改定もなかったところでございます。

御承知いただいているとおり、期末手当もそうですけれども、今、国準拠という形で町のほうもしてきておりますので、給料表の改定がなされましたら、それに準じてうちのほうも改定する必要があるのかなとは思っているところではありますが、今回につきましてはまだそれが示されておらなかったというところで、増額というふうには至っておりません。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

最後にちょっとお願いというんですか、今回、主要事業調書が作成されておりますが、コロナ関連の事業が載せられております。例えば道路の維持事業で工事請負費が700万円、また住宅維持の管理事業費で工事請負費が200万円という額が計上されております。今回の補正額から見ますと、少ない額ではないと思います。この主要事業調書に記載されてい

ければ、議運でも説明が全くされません。なぜ、これらの事業が主要事業調書に載せられないのか。

今後、議案書は議運の数日前に配付していただくか、議運のときに詳細な説明をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、由本議員のおっしゃいました主要事業調書の内容につきましては、最終、総務財政課で取りまとめさせていただきました。ちょっと提出されていなかったものにつきましては、入っておりませんでしたので、今後ちょっと内容につきまして、予算要望があった段階で主要事業調書の提出等、こちらのほうで確認しながら提出を促させていただきたいと思います。

また、議運の中での説明不足につきましても、主要事業調書中心に説明させていただきましたので、今回のような事態が起きたのかなというふうに思っておりますので、今後はちょっと注意しながら予算書、事業調書、統一性を持って進めてさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕もちょっとウェブ商店街についてお聞きします。

新しい事業なので、成功する、失敗するはもう本当どうでもよくて、やっと事業所までの支援が笠置でもできるのかということに対しては、少し安心はしております。この事業、何年後を見据えてやっていきたいなというふうには、お考えなのかどうなのかお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

この事業、構築したからといって全てうまくいくものでもないというふうに考えております。だんだんとランクアップというのか、バージョンアップした形で進めさせていただきたい、店舗数も増やしていただきたいというふうに考えております。

大体のめどといたしましては、3年ぐらいで自立した形で商店街運営していただけるようになればというふうに思っております。それまでは町なり、いろんなところのお力をお借りして、進めていかないといけないかなというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

楽天とか、ベースとか、そういう通信販売の媒体で、最近ふるさと納税も多く出店されていると。僕も限りなく広告媒体が多いほうがいいと思うんですよ。SNSに限らずね。だから町がこういうシステムをつかって、事業者を育てていくとか共に歩いていく、やっとここまで来たのかなと思っています。さっき向出議員からもありましたけれども、事業者がどれだけ関わってくれんねやと。ここが多分一丁目一番地やと思うんですよ。この戦略とかそういうもの、思い、聞かせていただきたいなと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問といえますか、お答えさせていただきます。

私の私見といえますか、そういうところも含まれていますので、御勘弁いただきたいと思えます。

笠置町、高齢化率が進んでおります。65歳以上も半数以上、6割近いところの数値になっております。ほかから言われれば、ホームページ見られるような若い人やへんやないかみたいなふうに思われておりますけれども、全然そんなふうではなくて、最初の説明もさせていただいたとおり、10年、20年前に現役で働いていた方は、もうパソコンというものは手軽な状況となっています。携帯電話もスマートフォンを使用されている方、たくさんいらっしゃいます。うちの母親も80過ぎてスマホして、写真撮ったりデータなんか動かしたりしてやっています。そういうところで、商店街さんだけ取り残されていくような形になっては困ると思っています。

思いというところまで至らないかもしれませんが、世間がインターネットの世界、ウェブの世界になってきているのに、笠置町一步も進めていないやなかというふうに思われるというのも、よその自治体といえますか、よその住民さんのほうからも笠置町に入ってくる人も少なくなってくるというところもあるかと思えます。

もちろん自立して行って、後継者、担い手がいらっちゃって、安定しているというところもあるかもしれませんが、そういう商店さん少ないと思います。住民さんもそうやと思えます。農業してはる方も担い手の不足というのは切実なものかと思っております。こういうことを整備することで、ちょっとどんなところかほかの住民さんからやったら覗いてみよか、笠置の事業者さん、住民さんやったら参画してみよかというふうな、ちょっと一步進

んだ思いを持っていただけたらなというふうに私自身は考えています。

大きなことはなかなかできないかもしれませんが、笠置町に合った、一歩ずつみんなと手を取りながら進めていけたらなというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

ウェブってインフラなんで、笠置町なかなかハード整えられないじゃないですか。もう交通インフラなんて、特に大きなお金が動くようなインフラ整備というのはなかなかできないと。ウェブ上のインフラってまだまだ笠置の場合、自由なところがたくさんあると思いますし、できることたくさん残っていると思います。

それこそ町長よく言う移住・定住が確立されれば、主婦が限りなく気軽に起業できるような世の中です。その中でウェブの媒体というのはもう必要不可欠、そういうふうな世の中に、もう現状なっています。それで今回やっと商工業者向けにこういう事業が立案されたというのは、もうとても僕は喜ばしいことだと思っています。だから自由なだけにかなり頑張らないと、汗をかかないといけない事業やと。これから進む、可決されたらもうすぐにでも動けるような事業にしないといけないと。その覚悟を持ってこの予算提出されたと思いますので、大いにこの予算を笠置のために使っていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

いわゆるバーチャルの商店街を構成しようと。単なる通信販売じゃございません。その中には笠置の名産品、特産品を含め、笠置にどんな商店があつて、どのような商品が実際に売られているのか。無店舗型のそうした商売、そういうこともできていくことにもなるし、単なるネット上の情報だけ見て、関心持たれたら実際にお店のほうに行ってください、手に取って商品見ていただける。また、販売者とお話ししていただける。そういうふうな形でのにぎわいづくりにつなげていく。それがまた関係人口の増加につながり、商工業者の補助につながっていくというふうに考えております。

一体いつまで補助し続けるのかというような御質問もございましたけれども、なるだけこうした事業というのは、過疎のまちであるがゆえに重要な事業やというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、令和3年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号、令和3年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 賛成者全員です。したがって、議案第35号、令和3年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第10、議案第36号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) では、議案第36号の提案理由の御説明を申し上げます。

議案第36号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額1億8,885万1,000円に歳入歳出それぞれ1,913万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億798万8,000円とするものでございます。

主な内容は、歳出では保険給付費、療養諸費及び高額療養費で、1,913万7,000円を増額計上しております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石原千明君) 議案第36号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件につきまして御説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

8 ページを御覧ください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、1 8 節負担金、補助及び交付金で1, 6 7 8 万 8, 0 0 0 円、同款 2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、1 8 節負担金、補助及び交付金で、2 3 4 万 9, 0 0 0 円を計上しております。いずれも入院及び手術等による医療費の増加に伴う計上でございます。

次に、歳入の説明に移ります。

7 ページを御覧ください。

4 款府支出金、1 項府補助金、1 目府補助金、1 節保険給付費等交付金で、1, 9 1 3 万 7, 0 0 0 円の増額補正をさせていただいております。先ほど歳出で説明させていただきました財源充当分でございます。以上、歳入歳出それぞれ1, 9 1 3 万 7, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2 億 7 9 8 万 8, 0 0 0 円としております。

これで国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 6 号、令和 3 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 3 6 号、令和 3 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第 3 6 号、令和 3 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第 1 1、議案第 3 7 号、令和 3 年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第37号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額7,157万9,000円に歳入歳出それぞれ112万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,270万5,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では歳出の増額に伴い、繰越金を充当しております。歳出では一般管理費での人件費の減額や、簡易水道施設での修繕費並びに消費税等、中間納付に係る公課費の増額を計上したものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） それでは、議案第37号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入について説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

4款繰入金では、一般会計繰入金を73万3,000円減額しております。内容につきましては、人件費減額補正に伴うものでございます。

また、5款繰越金につきましては、185万9,000円の増額をしております。これにつきましては、歳出の増加に伴います財源不足分を繰越金で計上させていただいております。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、73万3,000円の減額補正をお願いしております。主な内容につきましては、職員手当の精査に伴い、71万4,000円の減額をさせていただいております。

2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費で、185万9,000円の増額をお願いしております。需用費、修繕費としては、東部取水場の取水ポンプの修繕1基取替えとして109万円を計上させていただいております。

次に、公課費では、内容といたしまして、消費税及び地方消費税76万9,000円の増額をさせていただいております。これにつきましては、令和2年度課税期間分の消費税等の額が確定したことにより増額となっております。この3月に行います消費税の中間申告、中間納付に要する費用分を計上させていただいております。

これで簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第37号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第37号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第12、議案第38号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第38号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ146万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,339万4,000円とするものです。

主な内容は、歳入では保険給付費の増額に伴います負担金等の増額、また、歳出では保険給付費及び昇給によります職員人件費の増額でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第38号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

歳入につきましては、歳出の給付費で計上させていただいている金額に対してそれぞれの割合を計上させていただいているものでございます。

1款保険料につきましては23万3,000円、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では20万9,000円、2項国庫補助金、1目調整交付金では6万2,000円、4款支払基金交付金では28万3,000円、5款府支出金では13万1,000円、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で13万1,000円、3目地域支援事業繰入金で41万7,000円をそれぞれ計上させていただいております。

9ページを御覧ください。

歳出の御説明をさせていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、7目特例居宅介護サービス給付費で、104万9,000円計上しております。

内容につきましては、訪問介護サービスの一部の給付費でございますが、サービス利用の増加に伴います増でございます。

3款地域支援事業費につきましては、4月に昇給があった分の人件費を41万7,000円計上しているところでございます。以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第38号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月22日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時23分